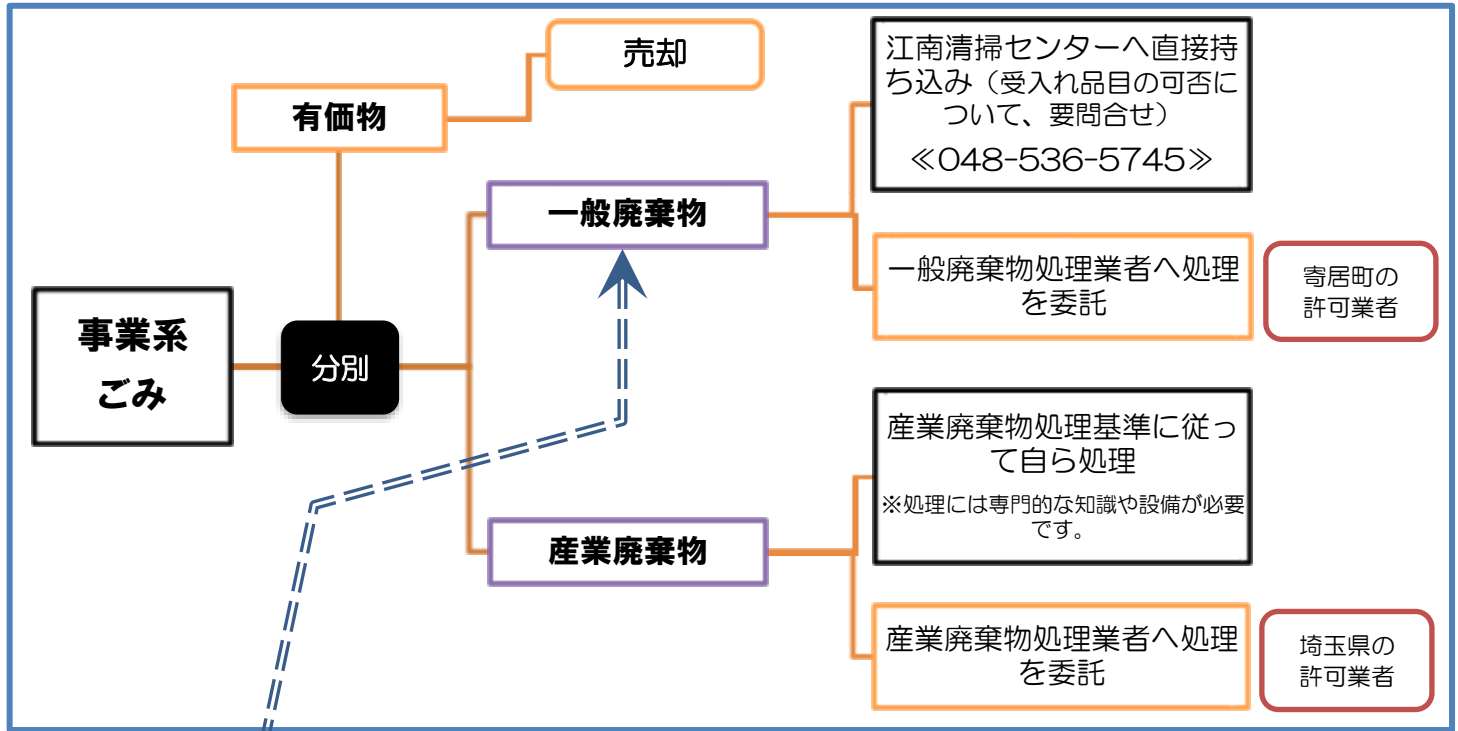


事業系ごみの処理について

事業者の方は、その事業活動に伴って生じた廃棄物（事業系ごみ）を、町が指定した地区のごみ集積所に出すことはできません。

事業系ごみは、種類や業種により「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分別して、自らの責任において適正な処理をお願いします。一般廃棄物は寄居町の許可を、産業廃棄物は埼玉県の許可を受けた廃棄物処理業者へそれぞれ処理を委託してください。なお、一般廃棄物のうち「江南清掃センター」で処理ができるものについては、直接持ち込みすることができます。



● 事業系ごみ（一般廃棄物）の分類例

品目	代表的なもの	次の特定の事業に伴う場合は、産業廃棄物になります
紙くず	OA用紙、カーボン紙、カタログ、紙コップ、紙袋、雑誌、新聞紙、写真、ダンボール、伝票類、封筒など	建設工事、紙製品製造工場、印刷出版事業所、製本業、印刷物の裁断、折り、光沢加工等の事業所など
木くず	板類、材木、植木、木箱、木製割り箸、木製家具、木の枝、木くず、仏壇、神棚、木製玩具など	建設工事、木材木製品製造業、家具製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業、貨物流通で使用したパレットなど
繊維くず	作業・事務服等の衣類（綿、毛等の天然繊維）、軍手、雑巾、タオル、布団、布おむつ、布くず、布テープなど	建設工事、繊維製品製造業（製糸工場、紡績工場、織物工場など）、天然繊維が50%未満の繊維くずなど
動植物性残さ	除草後の草、落ち葉、食堂の残飯、弁当の食べ残し、竹製割り箸、革製品、野菜くず、生花、食品くずなど	食料品の製造工場、医薬品の製造工場、香料製造業、と畜場、食鳥処理場など
その他	その他の品目については、下記の問合せ先までお願いします。	

- ※1 江南清掃センターでは、上記分類であっても受入れをしていない品目もあります。必ず運搬する前に江南清掃センターへ確認をお願いします。江南清掃センターでは産業廃棄物の受入れは一切行っていません。
- ※2 プラスチック類、びん・缶、ペットボトル、金属類、ガラス・陶磁器類、廃油、電池、廃蛍光管などは全ての業種で産業廃棄物となりますので、少量でも産業廃棄物として処理をお願いします。
- ※3 寄居町が許可した一般廃棄物の中間処分業者において、事業系ごみを処分することもできます。

【問合せ】

寄居町役場生活環境エコタウン課 電話 048-581-2121